

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 8 月 22 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 13 号 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定（案）について

第 14 号 山梨県指定文化財の指定について

第 15 号 山梨県指定文化財の指定について

2 報 告 事 項

3 その他報告

議案 第 13 号

「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定（案）について

提案理由

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（第3）では、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、見直しを検討し、必要な措置を講じるものとしている。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」改定（案）について																	
経緯	<p>○「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」（H26.3）が策定された。</p> <p>○国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（H29.3改定）が改定された。</p> <p>○山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（第3）では、県の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、見直しを検討し、必要な措置を講じるものとしている。</p> <p>○5月30日の定例教育委員会、6月12日の庁議において改定案（パブリック・コメント素案）を決定し、6月13日から7月12日までの30日間、県民からの意見を募集した。その結果、5人から延べ14件の意見が提出された。</p> <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来ある子供たちが、素直に明るく、そして楽しい学校で過ごせるよう学校での取組を期待する。 ・いじめの防止、いじめの早期発見が、非常に大切である。 ・SNSを通じて行われるいじめへの対応策として、情報モラル教育に期待する。 																	
内容	<p>○提出された意見は、概ね改定素案に対し肯定的な内容であり、改定素案の修正を求めるものはなかった。</p> <p>○意見の反映状況</p> <table border="1" data-bbox="292 1048 1449 1144"> <thead> <tr> <th>修正加筆等意見反映</th> <th>記述済み</th> <th>実施段階検討</th> <th>反映困難</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0件</td> <td>12件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>14件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○このため、改定素案の修正、加筆等は行わないこととする。</p> <p>1 名称 「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」</p> <p>2 内容</p> <p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ防止対策推進法制定の意義 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策 4 いじめの定義 5 いじめに関する基本的認識 6 いじめの防止等に関する基本的な方針の策定 <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの防止等のために県が実施すべき施策 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 3 重大事態への対処 <p>第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p>						修正加筆等意見反映	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	計	0件	12件	2件	0件	0件	14件
修正加筆等意見反映	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	計													
0件	12件	2件	0件	0件	14件													

議案第 14 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「鰐口 一口」

山梨県指定有形文化財（工芸品）の指定について（1）

- | | |
|----------------|--|
| 1 種 別 | 有形文化財 工芸品 |
| 2 名 称 | 鱈口 一口
<small>わにぐち</small> |
| 3 所 在 地 | 山梨県南巨摩郡身延町八日市場542-2番地 身延町歴史民俗資料館 |
| 4 所 有 者 | 山梨県南巨摩郡身延町伊沼25 宗教法人 慈照寺 |
| 5 品 質 形 状 | 銅鑄製 |
| 6 法 量
(寸 法) | 総径 (26.9 cm) 面径 (23.1 cm) 肩厚 (5.2 cm)
面中央厚 (8.5 cm) 耳縦 (2.2 cm) 耳横 (3.4 cm)
目の出 (1.5 cm) 口唇 (1.0 cm) |
| 7 年 代 | 室町時代初期 (明德4年 (1393)) |
| 8 概 要 | |

鱈口とは、寺社の堂の軒先に懸吊げんちようされ、太綱ふとづなで打ち鳴らす梵音具ぼんおんぐの一種であり、金口こんく、金鼓とも呼ばれる。鐘鼓しょうこをふたつ合わせた形状で、鈴を扁平にしたような形をしている。横から見た様が鱈の口に似ていることから、この名がある。鎌倉時代から室町時代初期に製作されたものは、扁平であるが、それ以後のものは次第に膨らみをもってくる。また、上部には上から吊すための「耳」とよばれる取手がふたつあり、これについても鎌倉時代までに製作されたものは、目立たないほど小さいが、室町以降に製作されたものは、大きく突出しているのが特徴である。同じく、室町以降は、側面の下部にある「口唇」とよばれる口の部分の盛りあがりが大きくなっており、口唇の両端にある「目」については下がる傾向にある。

本鱈口は、面張りは穏やかに盛り上り、耳や口唇の突出が少なく、目は下がり気味であり、南北朝時代から室町時代初期頃の鱈口の特徴を良く示している基準作であるといえる。伝来については、その銘に「甲州古郡長峯長福寺鱈口」とある。「甲州古郡」とは、『倭名類聚抄』の記載によると現上野原市内と考えられ、「長峯長福寺」とは、以前上野原市野田尻に存在した長峯山長福寺ながみねさんちようふくじであると考えることから、この鱈口は、現上野原市野田尻の長峯山長福寺に寄進されたもので、長峯山長福寺が廃寺になったあと、何らかの経緯で身延町八日市場(旧中富町八日市場)にあった長峯山長源寺に移され、さらに長源寺が昭和15年(1940)に火災にあったあと、本末関係にあった伊沼の慈照寺に併合されたため、慈照寺の所有となったと思われる。伝来については必ずしも明確ではないが、その銘から明德4年(1393)に製作されて、中世の古郡に所在した長峯山長福寺に当初寄進されたことは明らかである。県内に28件所在する中世に制作された鱈口の中で6番目の古作であり、現在未指定鱈口の中では最古の遺例であること、地域の歴史を知り語る上でも貴重な歴史資料でもあることから、県指定文化財として、その保存活用を図るのが適切であると考えられる。

議案第 15 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の無形民俗文化財は、風俗習慣のうち本県の区域内に存し、由来、内容等において本県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第26条第1項の規定により、山梨県指定無形民俗文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定無形民俗文化財 1件

「長坂三ヶ区の札番・水番制度」

山梨県指定無形民俗文化財の指定について (2)

- | | | |
|---|---------|---------------|
| 1 | 種 別 | 無形民俗文化財 |
| 2 | 名 称 | 長坂三ヶ区の札番・水番制度 |
| 3 | 所 在 地 | 北杜市長坂町 |
| 4 | 保 持 団 体 | 長坂三ヶ区水利組合 |
| 5 | 概 要 | |

長坂上条、長坂下条、渋沢の三集落は、宮川が形成した低地を水田に開発し稲作を行ってきたが、宮川の水量は乏しく常に水不足に悩まされた。そのため八ヶ岳山麓に水を求めて用水路を開鑿し、灌漑用水の確保に成功した。開鑿の時期は明確ではないが、区有文書に1655年の水源をめぐる軋轢についての記録が残されていることから近世初頭のことと推測される。当時は水源と水路に接する地域は開発されておらず、また高冷地のため稲作は不可能であったので、用水路の開鑿とそれに伴う水の利用は特に大きな問題にはならなかったが、高地でも開発が進み稲作が可能になると、水源に近い地域は水の確保のため用水路の途中での分水、取水などの盗水を行うようになった。そのため、三集落ではそれを防ぎ、水を間違いなく確保し用水路を維持する方策が採用され、久しく地域の民俗として行われてきた。

三集落の用水は女取湧水、三分一、八右衛門出口という3つの水源を持ち、それぞれ別の用水路で引水している。用水路の各所には利用権について書かれた立て札が設置され、支柱には札を入れるケースが取り付けられている。立て札がある場所は「札場所」と呼ばれ、分水や取水などの盗水され易い地点に設置されている。札場所は現在31箇所あり、下流から上流に向かって番号が付されている。

水源から三集落までの間の用水路を保持し、無事に水を流すために行われてきた仕組みが札番と水番を中心とした民俗である。それは、用水路の土砂の除去や水路の補強を行う「堰上げ」の準備をする4月の「堰上げ見立て」に始まり、5月3日に「堰上げ」が行われる。5月中旬には札場所を巡り水路の状態を点検するとともに札をケースに入れる「札差」が行われ、札差から1週間後の日曜日を第1回として8月上旬まで日曜日毎に札番が行われる。札番は、札場所で漏水、盗水がないことを確認するため当番制で巡回し、確認を示すため立て札の支柱のケースに札を収める。札は木製と竹製があり巡回時に交換する。水番は用水路の保全のため、必要な清掃や水路の補修を行うものであり、夏の間は1回行われる。

近年では農業に従事しない住民も増えるなかで、地域の歴史を象徴するものとして非農家も含めた地域全体の制度として行われ、地域の開発の歴史を現在に示す民俗と言える。